

フランスの公立小学校教員採用の仕組み

(分離型の役割分担における義務教育教員採用及び任用のあり方)

1 免許制度

- 教員採用の前提となる免許制度はない。教員資格は正規採用と同時に授与され、小学校の場合は「初等教育教員資格」となる。但し、これは幼稚園教員の資格とは区分されていない。

2 国家公務員

- フランスの公立小学校の設置者は市町村（Commune）であるが、その教員には国家公務員の身分が付与される。
- 教育内容に直接関係する教育課程基準の設定や、教員の採用・配置・監督は国の権限とされる一方、教育内容に関係しない施設設備等は市町村の権限となる。

3 地方機関への権限委任

- 義務教育を所管するのは国民教育省だが、同省は全国を30に分ける「大学区」（複数県で構成）に「大学区総長」を置き、各県ごとに「大学区視学官」を置いている。大学区視学官は大学区総長の監督下にある。
- 小学校教員の採用は大学区総長に委任され、その任命は大学区視学官の委任されている。教員の人事異動は原則、各県内で行われるが、定期的な人事異動はない。

4 採用と任用

- 採用試験は大学区ごとに審査委員会を設けて行うが、試験問題作成の合理化のために大学区を6つのグループに分け、それぞれ共通問題を使って実施されている。
- 大学3年修了による学士（licence）取得者は誰でも学位取得の1年後には受験できる。採用試験合格者は1年間の試補採用期間が課され、当該期間の修了によって正式採用となる。
- 教員養成課程は、大学3年修了後の2年間を対象に「教員教育大学センター」という専門機関で用意されているが、1年目は採用試験の準備教育であり、2年目は採用試験合格者（試補）を対象とする研修となる。